

平成 28 年 8 月 9 日
農 林 水 産 省

カタールによる日本産食品の輸入規制の緩和について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴うカタールの日本産食品の輸入規制については、これまで日本産の全ての食品に対し、放射性物質検査報告書の添付を求めていましたが、今般、以下のとおり緩和されました（7月20日から施行）ので、お知らせいたします。

○ カタールによる日本産食品の輸入規制の緩和

緩和前

地域	品 目	内 容
47 都道府県	全ての食品	<u>放射性物質検査報告書の添付</u>



緩和後

地域	品 目	内 容
47 都道府県	全ての食品	<u>現地でのサンプル検査のみ</u> (放射性物質検査報告書は不要)

※下線が変更箇所

上記規制緩和の内容を含む諸外国の規制内容については、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しております。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_160809.pdf

「諸外国・地域の規制措置（平成 28 年 8 月 9 日現在）」

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：羽鳥、杉山
代表：03-3520-8111(内線 4309)
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6733-6475